

【環境委員会】

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）要旨

本案は、最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村長は、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣（以下「危険鳥獣」という。）が、住居等に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、五の措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟を行うことができるものとする。
- 二 市町村長は、一による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができるものとする。
- 三 緊急銃猟として実施する行為については、日出前及び日没後並びに住居集合地域等での銃猟制限等の規定は、適用しないものとする。
- 四 市町村長は、緊急銃猟等に必要な限度において、その職員等に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができるものとする。
- 五 市町村長は、緊急銃猟をしようする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができるものとし、また、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができるものとする。
- 六 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は四若しくは五の措置を講ずるため、応援を求めることができるものとする。
- 七 市町村長は、緊急銃猟の実施又は四の措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をするものとする。

八 罰則について、所要の規定を設けるものとする。

九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 危険鳥獣の銃猟の安全対策に万全を期するため、市町村を始めとする関係者に対して、現場での迅速かつ適切な判断が可能となるよう、本法の内容を関係法令との関係も含めて十分周知するとともに、関係省庁で連携して安全かつ効果的な出沒対応に関するガイドライン等の作成や研修の実施等の支援を図ること。また、出沒時の連絡体制及び対応方針の事前調整や実地訓練の定期的な実施について必要な支援を行うこと。

二 本法の円滑な運用とともに、危険鳥獣の捕獲等に当たっての担い手への必要な経費が確保されるよう、地方公共団体に対する財政支援の充実に努めること。

三 狩猟者の減少・高齢化等による鳥獣捕獲の担い手の減少などを踏まえ、捕獲体制を強化するため専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業等に従事する者の更なる技術向上及び育成について、積極的な支援を行うこと。

四 クマ対策については、捕殺だけではなく、人の生活圏への出沒を未然に防止することが重要であることから、生息状況把握のための適切なモニタリングの実施を始め、クマの生息環境の整備や保全、すみ分けて共存するための対策の再検討などの出沒抑制対策に関係省庁で十分連携を図りつつ取り組むこと。

五 捕殺による被害対策の効果は限定的で、クマ等による人身被害の予防や野生動物との軋轢の根本的な解決には、被害防除や誘引物除去、犬を活用した追い払いの実施、すみ分けのための環境整備等がとりわけ有効であることから、地域が効果的に取り組めるように支援策を整備し、必要な予算を確保すること。

六 くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要な苦痛を与えることにつながるおそれが大きいため、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。

七 捕獲等を行った野生鳥獣の有効利用について、より安全な提供による消費者の安心の確保を図りつつ、その円滑な流通を促進するための環境整備等必

要な措置を講ずること。

- 八 令和12年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して本年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。

○環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 建替えの事業に係る環境影響評価方法書の作成前の手続の見直し

既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域において当該既存工作物と同種の工作物の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、事業実施想定区域及び当該区域の選定に係る調査、予測及び評価に関するものに代えて、当該区域及び当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容を記載した計画段階環境配慮書を作成しなければならないものとする。

二 環境影響評価に係る書類等の公開

環境大臣は、事業者等が公表した環境影響評価に係る書類を、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得た上で、政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法成立後、建替えの要件を政令で定めるに当たっては、環境負荷の低減と環境影響評価手続の合理化がともに実現できる基準を定めるとともに、当該政令の適用に当たっては、ガイドラインを作成するなど、建替事業実施後の新設工作物に関して、確実に環境負荷の低減が確保されるよう事業者への周知に努めること。また、適正な環境配慮を行っている事業者に向けては、建替事業の際の環境影響評価項目の絞り込み等更なる手続の合理化を図るこ

と。

- 二 環境影響評価手続において事業者等が作成する図書について、国が保有するデータベースへの統合も視野に入れ、国民や他の事業者等が有用な情報を十分に利活用できる方策を検討すること。また、今後の事業による環境影響の低減に資するため、国において、当該図書についての分析を進めること。
- 三 風力発電及び太陽光発電は、環境影響の程度が規模ではなく立地に依拠する場合があることを踏まえ、小規模な風力発電及び太陽光発電についても適正な環境配慮が確保される施策を早期に検討し、所要の措置を講ずること。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度を活用するとともに、環境を保全する地域を設定するなど、環境への影響が小さいとされる適地へ事業を誘導していくため、ゾーニングの実施に係る課題を抽出し、地方自治体の取組を支援すること。
- 四 環境影響評価制度をはじめとする対話プロセスを通じて、早期の段階より地域住民等からの不安や懸念の声に真摯に応えとともに、多様な意見の尊重に努めるよう事業者等への周知を十分に行うこと。
- 五 特定の地域に複数の事業が集中することによる累積的な影響評価について、標準的な手法が定まっていない現状に鑑み、統一的な基準となるガイドライン策定のための調査を開始し、早急に策定すること。
- 六 現行法の環境保全措置の実施状況の報告にとどまらず、事業開始後に顕在化した環境影響が確認された場合には、事業計画や環境保全措置の見直し・変更を促す仕組みを早急に検討すること。
- 七 諸外国等で実施されている、個別事業の計画・実施の枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境影響評価の導入に向け、具体的な検討を早急に開始すること。
- 八 事業内容に変更等があった場合に事業者による環境配慮手続を再実施すること等を確実に担保するための方策や、法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保等について速やかに措置する必要性に鑑み、本法附則第4条に基づく検討時期を待つことなく不断に見直しを行い、必要な措置を講ずること。